

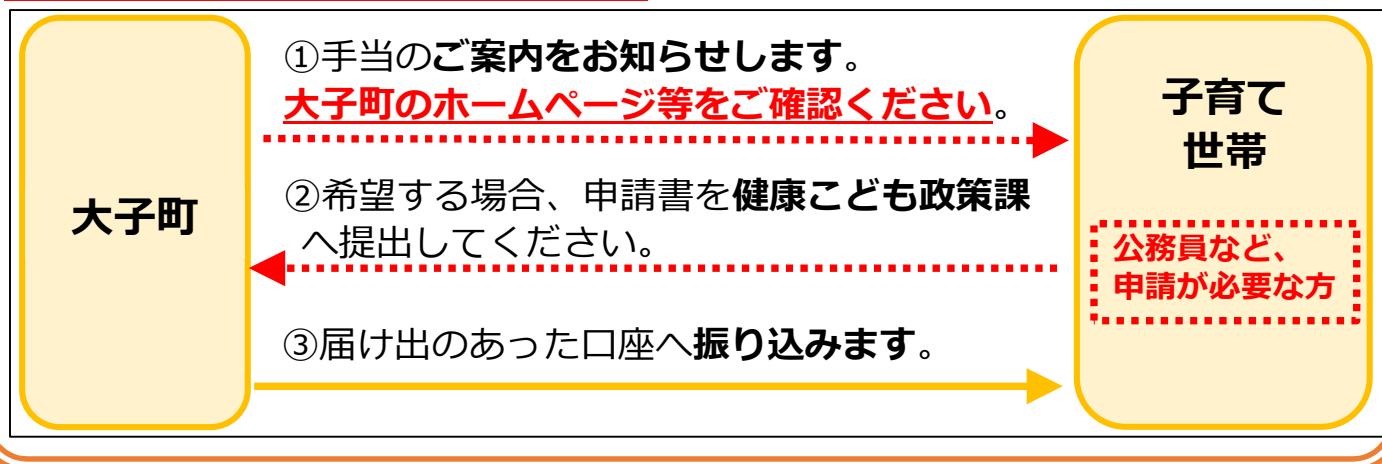
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

**対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！**

**■はじめに・・申請は必要ですか？**

原則**公務員は申請が必要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。公務員については、本手当の受給を希望する場合、**所属庁から証明済の申請書が交付されたら、速やかに申請先の市町村（基準日9/30時点における住所地の市町村）のホームページ等により申請手続きを確認し、申請を行ってください。**

**1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】**

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）  
(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

**2. だれがもらえるの？【支給対象者】**

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の**保護者**のうち生計を維持する程度の高い者

**3. いくらもらえるの？【支給額】**

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

**4. いつもらえるの？【支給時期】**

市町村ごとに支給時期は異なります。また、公務員の場合は裏面「6」のとおり申請が必要になるため、上記「2」のうち、市町村から児童手当を受給している方と支給時期が異なりますので、申請先の市町村（基準日9/30時点における住所地の市町村）のホームページ等をご確認ください。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、申請後に口座の解約・変更があった場合は**必ず下記の窓口にご連絡**ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。

公務員の方については、所属庁から交付される申請書を提出してください。

（申請書の交付については、自治体ではなく所属庁へお問い合わせください）

・**所属庁から児童手当を受給している公務員**（下記「公務員の方へ」を参照）

・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

**■引っ越しした場合はどうなりますか？**

**9月30日時点で住民登録があった市町村に申請書を提出する必要があります。**

ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

**（参考）**

**■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？**

児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

## ～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

### お問い合わせ（健康こども政策課）

「物価高対応子育て応援手当」窓口

電話：**0295-72-6611**

（受付時間：平日8:30～17:15）

### お問い合わせ（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：**0120-252-071**

（受付時間：平日9:00～18:00）

 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに大子町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに大子町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。